

1 用語の定義	<p>電気使用場所とは電気を使用するための電気設備を施設した1の建物 需要場所とは、電気使用場所を含む1の構内。発電所、変電所以外 引き込み線とはかっくう引き込み線及び需要場所の造営物の側面等 に施設する電線で、需要場所の引き込み口に至るもの 工作物とは人により加工されたすべての物体 造営物とは工作物のうち土地に定着するもの屋根、柱、壁。</p>		
2 電圧の種別	低圧 直流 750V以下 交流600V以下 高圧 7000V以下 特別高圧 7000Vを越える		
3 接地線の太さ	A種 引っ張り強さ 1. 04KN以上 直径 2. 6mm以上 B種 2. 46KN以上 4mm以上 C、D種 0. 39KN以上 1. 6mm以上		
4 B種接地工事	変圧器の種類 電路との混触により対地電圧が150V を越えた場合の遮断時間 下記以外 150/I 高圧と低圧を結合していで 1秒を越え2秒以下 300/I 1秒以下 600/I Iは高圧側の1線地絡電流		
5 D種接地工事	300V以下 100オーム以下 0, 5秒以内に遮断 500オーム以下		
6 C種接地工事	300Vを越え600V以下 10オーム以下 0, 5秒以内に遮断 500オーム以下		
7 接地方式	低圧の電気設備の接地方式を配電事業者の接地方式にあわせる		
8 公害等の防止	発電用火力設備 中性点直接接地電路 急傾斜地の崩壊を助長しまたは誘発するおそれ ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油		
9 低高圧架空電線の施設	車両往來の激しい道路 低圧・高圧 6m 横断歩道 低圧 3m 高圧 3. 5m 低圧・高圧ケーブル接近交差 0, 4m 高圧・高圧ケーブル接近交差 0, 4m		

3年4	高圧、特高電路に施設する避雷器	発電所、変電所これに準じる場所では、架空電線路の引き込み口及び引き出し口またはこれに近接する場所には避雷器を施設しなければならない
3年5	発電機の保護装置	<p>発電機を自動的に電路から遮断</p> <p>発電機に過電流を生じた場合</p> <p>500kVA以上の発電機を駆動する水車の圧油装置の油圧、電動式ガイドベン ～ の電源電圧が著しく低下した場合</p> <p>容量が100kVA以上の発電機を駆動する風車の圧油装置の油圧、圧縮空気装置 ～ の電源電圧が著しく低下した場合</p> <p>容量が2000kVA以上の水車発電機スラスト軸受けの温度が著しく上昇したばあい</p> <p>定価出力が10000kVA以上の発電機の内部に故障を生じた場合</p>
3年6	高圧保安工事	<p>高圧架空電線</p> <p>電線はケーブルを除き8.01kN以上直径5mm以上</p> <p>木柱 風圧荷重の安全率2以上</p> <p>支持物に木柱、A種鉄筋コンクリート、A種鉄柱の時</p> <p>径間100m以下</p> <p>支持物にB種鉄筋コンクリート、B種鉄柱の時</p> <p>径間150m以下</p>
3年7	特殊場所における施設制限	<p>粉じんの多い場所 ～ 絶縁性能または導電性能が劣化することに伴う感電または、火災</p> <p>火災、爆発のおそれがないように施設</p> <p>可燃性のガスまたは、引火性物質の蒸気</p> <p>粉じん</p> <p>火薬</p> <p>セルロイド ～ 燃えやすい危険な物質を製造し、または貯蔵</p>
3年8	屋内電路の対地電圧の制限	<p>住宅と店舗事務所が同一建物 ～ 金属管工事により施設し、その対地電圧は300V以下とすること</p> <p>住宅に設置する太陽光 ～ 対地電圧は直流450V以下とすること</p> <p>住宅に設置する蓄電池 ～ 対地電圧は直流450V以下とすること 蓄電池出力10Kw未満のこと</p>
3年9	分散型電源	<p>分散型電源を連系する場合において、負荷の不均衡により中性点に最大電流が生じるおそれ</p> <p>分散型電源の並列点よりも系統側に3極に過電流引き外し素子を有する遮断器を施設すること</p> <p>逆変換装置を用いず分散型電源を連系する時は、逆潮流を生じさせないこと</p> <p>高圧電力系統に連系 ～ 配電用変電所の配電用変圧器において、逆向きの潮流を生じさせないこと。</p>
2年3	高圧電路の絶縁性能	<p>電路と大地との間の絶縁性能は事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがないものでなければならない</p> <p>高圧電路の絶縁性能</p> <p>使用電圧6600Vの時 交流10350Vを10分間にたえる</p> <p>交流試験電圧の2倍の直流のたえること</p>
2年4	架空電線路からの静電誘導、電磁誘導	<p>特別高圧の架空電線路は、電磁誘導作用により、弱電流電線路を通じて人体に危険を及ぼす～</p> <p>特別高圧の架空電線路は、通常使用状態において静電誘導作用により人による感知のおそれが内容に地表上1mにおける電界強度が3kV/m以下になるようにしなければならない</p>

2年5	地中電線路	地中電線路の物件の名称、管理者名、および電圧を2m間隔で表示 直接埋設式 重量物の圧力のおそれ 1. 2 m
2年7	引き込み線の用語	引き込み線とは架空引き込み線及び需要場所の造営物の側面等に施設する電線であって当該需要場所の引き込み口に至るもの 架空引き込み線とは架空電線路の支持物から他の指示物を経ずに需要場所の取付点にいたる架空電線 連結引き込み線とは引き込み線のうち一需要場所の引き込み線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の引き込み口にいたる部分の電線
2年9	配線器具の施設	低圧の配線器具は次のように施設する 充電部分が露出しないように施設 接続点に張力が加わらないように 屋外において、電気機械器具に施設する開閉器、接続器、点滅器その他の器具は損傷を受けるおそれがある場合は堅牢な防護措置を施すこと
1年3	電技の総則	電路は大地から絶縁しなければならない。 混触による高電圧の進入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合はこの限りでない
1年4	支持物の倒壊の防止	支持物は支持する電線等による引っ張り荷重、10分間平均で風速40mの風圧荷重、および当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては10分間平均で風速40mの風圧荷重の2分の1の風圧荷重を考慮して施設できる
1年5	低圧配線及び高圧配線の施設	ケーブル工事により施設する低圧配線が、弱電流電線または、水道管、ガス管と接近し、または、考査する場合は、接触しないよう施設すること。 高圧屋内配線工事は、がいし引き工事（乾燥した場所であつて、展開した場所に限る）または、ケーブル工事により施設すること。
1年6	接地工事	C種接地工事 建物の金属体が10Ω以下であれば接地工事を施したとみなす D種接地工事 漏電遮断器の動作時間が0.5秒以下 500オーム 接地線1. 6mm以上 建物の一部を地中に埋設するとともに等電位ボンディング 金属製水道管は不可
1年7	常時監視をしない発電所	随時巡回監視方式の制限 水力発電所は2000kw未満のこと 太陽光発電所は規程はなし

30年3 地中電線	<p>地中電線、トンネル内電線 ～ は 他の電線、弱流電線または管と接近し、または交差する場合には故障時のアーク放電により他の電線等を損傷するおそれがないように ただし、感電または火災のおそれがない場合にあつて、他の電線等の管理者の承諾を得た場合はこの限りでない 地中電線路のうちその内部で作業が可能なものには、防火措置をこうじなければならない</p>						
30年4 異常時の保護対策	<p>出退表示灯には過電流遮断器を設置のこと</p>						
30年6 発電所等への立ち入り禁止	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="432 450 571 472">充電部分の電圧</td> <td data-bbox="735 450 916 472">さくへいからの距離</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 517 592 539">35000V以下</td> <td data-bbox="735 517 767 539">5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 551 612 573">35000Vを超え</td> <td data-bbox="735 551 767 573">6 m</td> </tr> </table> <p>出入口には立ち入り禁止する旨を表示 出入口には施錠装置を施設して施錠</p>	充電部分の電圧	さくへいからの距離	35000V以下	5 m	35000Vを超え	6 m
充電部分の電圧	さくへいからの距離						
35000V以下	5 m						
35000Vを超え	6 m						
30年7 支持物の昇塔防止	<p>足場金具は、地表上1.8 m以上 ただし次のいずれかのばあいはこのかぎりでない 足場金具が内部に格納できる構造 山地等であつて人が容易に立ち入るおそれがない</p>						
30年8 電動機の過負荷保護装置の施設	<p>電動機が焼損するおそれがある過電流が生じたばあいに自動的にこれを阻止または、これを警報する装置をもうけること ただし次のいずれかのばあいはこのかぎりでない 運転中、常時取り扱ひ者が監視できる 電動機が単相であつて、配電用遮断器の定格電流が20 A 以下の場合 電動機の出力が0.2 kW以下の場合</p>						
30年9 系統連系	<p>分散型電源の解列は次のように行うこと 分散型電源の連絡用遮断器</p>						
29年4 ガス絶縁機器等の危険の防止	<p>最高使用圧力に対して十分に耐え、かつ安全なものであること 空気タンクは耐食性であること 圧力が上昇する場合において、最高使用圧力に到達する以前に当該圧力を低下させる機能を有すること 空気タンクの圧力が低下した場合には圧力を自動的に回復させる機能を有すること 異常な圧力を早期に検知する機能を有すること ガス絶縁機器に使用する絶縁ガスは可燃性、腐食性、有毒性がないこと</p>						

29年5 発電用風力設備	<p>風車は次の場合に安全かつ自動的に停止しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> 回転速度が著しく上昇した場合 風車の制御機能が著しく低下した場合 最高部の地表からの高さが20mを超える発電用風力設備には雷撃から風車を保護するような措置を講じなければならない
29年8 架空弱流電線路への誘導作用	<p>低圧または高圧の架空電線路と架空弱電流電線路とが並行する場合誘導作用により通信上の障害を及ぼさないようにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> 架空電線と架空弱電流線との隔離距離は2m以上 架空電線を適当な距離でねん架すること 架空電線と架空弱電流線との間に、金属線、硬銅線を2条以上施設し、これにD種接地をすること <p>中性点接地式高圧架空電線路は、架空弱電線路を並行しない場合においても、大地に流れる電流の電磁誘導作用に通信上の障害をおよぼすおそれがある時は、対策を1つ以上施すこと</p>
29年10 再生可能エネルギー発電所の建設	<p>太陽光発電所の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 出力規模により設置者は工事計画の届け出 使用前自主検査を行い主務大臣が行う審査をうけなければならない <p>風力発電所の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 出力規模により設置者は環境影響評価を行う必要がある <p>一般用電気工作物の設置者が、その構内に小出力発電設備となる水力発電所を設置し、一般用電気工作物と接続</p> <p>この場合は、一般用電気工作物となる</p> <p>66000Vの送電線と連携するバイオマス発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者を選任しなければならない
28年2 電路に係る部分に接地工事を施す接地点	<p>電路の中性点（使用電圧が300V以下の電路において中性点に接地を施しがたいときは電路の一端子）</p> <p>特別高圧の直流電路</p> <p>燃料電池の電路またはこれに接する直流電路</p> <p>高圧、特別好悪を低圧電路を結合する変圧器において</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧側の中性点 低圧電路の使用電圧が300V以下において 中性点に接地を施しがたいときは電路の一端子 <p>高圧計器用変成器の2次側電路にはD種接地工事を施すこと</p> <p>電子機器に接続する使用電圧が150V以下の電路 ～ 電路に接地を施すことができる</p>
28年3 高圧の機械器具の施設	<p>充電部が露出している部分の簡易接触防護措置は認められていない</p>

28年4 移動電線の施設	<p>移動電線を ～ 接触不良による感電または火災のおそれ 高圧の移動電線に電気を供給する回路には過電流が生じた 場合に、当該高圧の移動電線を保護できるよう過電流 遮断器を施設しなければならない 高圧の移動電線と電気概器具とはボルト締めその他の の方法により堅牢に接続すること 特別高圧の移動電線は充電部分に人がふれた場合に 危険を及ぼすおそれがい電気集塵応用装置に付属する ものを屋内に施設する場合を除き施設しないこと</p>
28年7 高圧架空引き込み 線の施設	<p>引っ張り強さ8.0 kN以上または直径5 mm以上の硬銅線 引き下げ用高圧絶縁電線 ケーブル 電線の高さは次に適合するばあいは地表上3.5 m 道路横断以外 横断歩道橋以外 鉄道以外 電線がケーブル以外のものであるときはその電線の下 方に危険である旨の表示</p>
28年8 地中電線と他の地中 電線の接近交差	<p>低圧地中電線と高圧地中電線の隔離距離は0.15 m 低圧または高圧の地中電線と特別高圧の地中電線の隔離距離は0.3 m 地中電線相互間の間に堅牢な耐火性の隔壁をもうけること いずれかの地中電線が 不燃性の被覆を有する 堅牢な不燃性の管に収められている それぞれの地中電線が 自消性のある難燃性の被覆を有する 堅牢な難燃性の管に収められている</p>
28年9 電気さくの施設	<p>野獣の侵入または、～ 絶縁性がないことを考慮し、感電または 火災のおそれがないよう施設するときはこの限りでない 人は見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示 電気さく用電源が使用電圧30 V以上の電源から供給するものであって 漏電遮断器を設置 定格感度電流が15 mA以下、動作時間が0.1秒 以下のこと。</p>